

飼い主のいない猫との共生を目指して

『地域猫活動を始めませんか？』

～地域猫活動支援事業の制度を見直しました～

北九州市では、地域住民の皆様が主体となって取り組む「**地域猫活動**」をさらに推進するため、申請要件の緩和や支援の拡充などの見直しを行い、**令和8年7月22日(水)**より新たな運用を開始します。

「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行って繁殖を抑え、地域のルールに基づくエサやり・トイレ等の管理を適切に行うことで、地域と猫との調和を図る全国的な取組です。

つきましては、本取組について、広く周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【主な見直しの内容】

1 申請要件の緩和

- ・ **活動範囲の柔軟化**：これまで「町内会・自治会単位」としていた活動地域の範囲設定を、実際に活動するグループの実情に合わせて設定できるよう変更しました。
- ・ **申請者の拡大**：「町内会長・自治会長など」に限らず、活動グループの代表者（地域住民）による申請を可能としました（地域の同意は引き続き必要）。

2 支援内容の拡充

- ・ **不妊去勢手術の枠を拡大**：動物愛護センターで実施する無料手術の枠を拡大します（週3～5匹）。
- ・ **「活動中」を示す腕章を配布**：周囲の方から活動への理解が得られやすいよう、市に登録した活動であることを証明する腕章を配布します。
- ・ **技術的なサポートの実施**：活動のガイドラインを新たに配布するとともに、捕獲や運営でお困りの際には、「地域猫活動支援ボランティア」の協力を得て、活動をサポートします。

※ 申請やご相談は、下記の北九州市動物愛護センターで受け付けます。

手続きの詳細等はチラシをご覧ください。

【お問い合わせ先】

保健福祉局 動物愛護センター

（電話：093-581-1800） 担当：仮屋園・飯田

小倉北区西港町24番地の7